

近日、遅れております動物法ニュース46号（平成28年7月号）を発行します。次号の一部を下記掲載いたしますが、目次などは後日メーリングリスト、ホームページでお知らせします。

弁護士 植田勝博

事務局だより「動物と不戦の誓い」（46号）

平成27年9月19日に、国際平和支援法と、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動協力法等を改正する平和安全法制整備法（以下「安保関連法」）を、自民党、公明党の強行採決により制定がされた。自衛隊が、平時から緊急事態に至るまで、地理的限定なく世界のどこでも、切れ目なく、自らの武力の行使や、戦争を遂行する他国の支援、停戦処理活動等を広汎に行うことを可能とする法律である。

憲法9条の「国権の発動たる戦争と、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」の文言に明らかに反している。政府は、集団的自衛権の行使を日本を守る場合に限定していると強弁し、あるいは、砂川事件の最高裁判決が自衛隊の合憲判断を示した等と虚偽的な説明がされているが、憲法学者は、これを「違憲」とするのが定説である。憲法、法制度を踏みにじる政治が日本の政治というのは異常である。民主主義の危機である。

第1次世界大戦、第2次世界大戦で、数千万人の人が亡くなり、多くの人達が身内を亡くし、飢えに苦しみ、社会も生活も崩壊して、これが元通りになるためには膨大な時間と労力を使い、それでも家族や知人などを失った心の傷は今も癒えず続いている。それはまた、相手国への膨大な殺人と破壊の加害行為でもあった。

戦争において最も弱者であるのは動物である。

第2次世界大戦前から中につけ、毛皮を調達するために飼い犬の供出を強要された。秋田犬ムツの供出の実話（『ムツとわたし』（大和田啓子著 日本語/英語併記

2007? 著者執筆記事 「動物法ニュース」 (旧「日本セラピードッグ通信」No. 16 20078)

日本中の動物園では動物の殺処分命令が下り、抵抗できなかった。

添付写真は大阪市の天王寺動物園で、ベテラン飼育員になれて一緒に写真を撮った豹(ヒョウ)

後日、戦時下、この飼育員自らがロープをヒョウの首にかけ、絞殺処分を合図した。

園長はこの苦渋の選択の中で将来に向け、日本は未来永劫に不戦を誓ってもらう為に、処分される動物の1種1頭を剥製にし、展示することを思いつかれた。

毎年8月の数日間、同動物園では戦争展でこれら動物の剥製の展示をしている(動物法ニュース29号 20107 高橋正憲獣医師)。 2016年の展示日は未定。

この歴史の上で確立した日本の国是が憲法9条の戦争の放棄と平和である。これにより、日本は、戦争で人を殺さず、殺されずに来た防波堤となっている。

動物の保護とは、動物の命と人と動物の共生であるが、平和の中でしか民主主義も、人権も、ペットが生きる権利、動物の保護も存在しえない。戦争は、人類というコップの中の利権と権力による人の殺し合いであるが、その被害を受けるのは、子供などの弱者、貧困者、動物である。そこに正義などありえない。

貧困と格差が世界を包み、共生とは逆の排除と利己主義が日本も外国も被っている。あたかも時は昭和5年、平和と福祉の見本ともいべきワイマール憲法から生まれたヒトラーが世界各国で生まれつつあるように思える。大借金と貧困の日本も例外ではない。軍靴が聞こえる時代においては、基本的人権も、動物の生存、共生もありえない。人の命さえ物としてしか扱われない。

私達が求めるのは、人と人、人と動物の共生、人、動物、植物の命であり、平和の中でしか動物の権利は存在しえない。

今後、公式twitter @THEPET19970418 でも関連ツイート予定